

全体主義的な言論・思想統制を日論む 「人権

侵害救済法案」!

震災復興のどさくさにまぎれて、稀代の悪法を通すことなど断じて許せない。

日本大学教授 百地 章

「人権侵害救済法案」が提出されようとしています

「人権侵害の救済」の美名のもと、国民の言論や思想を監視統制する国家機関を設置することなど絶対に許せません。私たちの国が、全体主義国家と同様になっても良いのでしょうか。

現在、部落解放同盟や弁護士会、各種人権団体等の要請を受け、民主政権と法務省が「人権侵害救済法案」なるものを国会に提出しようとしています。今年、8月に発表された法務省政務三役の「基本方針」によれば、この法案は、「人権侵害に対する救済・予防、人権の啓発のほか、国民の人権擁護に関する施策を総合的に推進し、政府に対して国内の人権状況に関する意見を提出する」ため、新たに「政府からの独立性」を有する「人権救済機関（人権委員会）」を設置するというものです。詳細は未だに明らかにされていませんが、これと同様の法案は、自民党政権時代にも「人権擁護法案」と

危険極まりない「人権侵害救済法案」(平成17年、民主党案)の問題点

して何度も立法化の動きがありました。しかし、この法律は言論を弾圧し、自由社会を破壊するものだととして、多くの議員や識者から強い批判を受け見送られた経緯があります。

①「人権侵害」の対象は「差別的言動」から「被害を受ける恐れ」、さらに「予防」にまで及んでおり、国民に対し独裁国家並みの言論統制を行おうとするもの。「人権侵害」を取り締まるというからは、人権侵害の定義が曖昧であってはなりません。ところが、法案では、「人権侵害」とは「不当な差別、虐待その他の人権を侵害する行為をいう」(第2条)とされているだけで、極めて曖昧です。それに、そもそも定義になっていません。しかも現実には「人権侵害」が発生していれば、被害を受ける「恐れ」があるというだけで処分を受け、さ

法務省や「人権侵害救済法案」を推進している人々の主張

険な内容を含んでいます。

法務省は、「人権侵害を受けた人の救済が現在の司法制度の下においては時間がかかりすぎ、人権擁護が十分でない」「裁判を起すには弁護士費用や訴訟費用が必要で、判決まで時間がかかるため当事者に相当の負担がかかる」「結局泣き寝入りせざるをえなくなる」などとしていますが、本来、人権侵害の救済は公正中立な裁判所が行う仕事であって、裁判所以外の誰が正しい判定を下せるのでしょうか。これでは、人権問題に関しては、人権委員会が裁判所以上の強い権限を持ちかねず、極めて問題です。

他方、裁判に時間がかかること自体は改善すべきですが、だからといって行政機関があらゆる「人権侵害」の救済に乗り出そうとするのは筋違いです。

推進派の人々は、何故「人権侵害救済法」が必要なのかという理由について、現行の行政救済制度では救済されない人権侵害があるからだとして、外国人に対する賃貸住宅への入居拒否や店舗への入店拒否、学校でのいじめ、障害者への虐

らに「予防」まで取締りの対象とされています。そして何より問題なのは「差別的言動」までも取り締まりの対象としていることです。これは、国家による言論統制、言論弾圧であって、きわめて危険です。

②「強制的な呼び出し」や裁判所の令状なしでの「立ち入り調査」「書類の押収」など、人権委員会の権限を警察以上に強化しようとしている。

平成17年の案では、人権委員会による強制的な呼び出しや令状なしでの立ち入り調査、それに書類の押収まで認められており、これを拒否した場合には30万円以下の過料が定められていました。

③人権擁護委員の権限を拡大する一方で、現行人権擁護委員にはある「政治的中立」などの服務規程がない。

日弁連などは、国旗・国歌を拒否する権利を子供達に勧めています(「子どもの人権救済の手引き」)が、日弁連の弁護士などが人権擁護委員になった場合、特定のイデオロギーにより一方的な「人権救済」つまり「相手方の人権蹂躪」を行うことは必定で、厳格な服務規定があつてしかるべきです。

④人権擁護委員には国籍事項がなく、外国人でも就任が可能。

例えば、日本人拉致問題は解決済みと主張する在日北朝鮮人も人権擁護委員に

待、夫以外の者(恋人など)からの暴力などを挙げられています。

しかし、学校でのいじめは、学校や教育委員会が解決すべき問題であって、子供同士のいじめの現場に人権委員や人権擁護委員がズカズカと乗り込んでくること果たして好ましいことでしょうか。それによって本当にいじめが解決すると思えません。また、障害者への虐待については、今年6月、「障害者虐待防止法」が制定されました。夫以外の者からの虐待は、「配偶者暴力防止法」を手直しすればすむ問題です。

さらに、外国人への賃貸住宅入居拒否や店舗などでの「外国人入店お断り」といった問題は、差別意識の問題であって、このような差別をなくすためには、差別意識そのものの解消が必要ですが、これは教育や啓蒙レベルの課題です。にもかかわらず、これらの差別をすべて法律で禁止し、強制的に解消しようとするれば、危険きわまりないこととなります。

石原都知事が女性差別発言をしたとして問題にされましたが、政治家の発言などは、マスコミが採り上げたり、選挙の際に訴え、有権者が判断すれば良いことです。このような例まであげて、人権侵害救済法の成立を主張する人々の本音は、間違いなく自分の気に入らない言論の抹殺にあり、極めて危険です。

既に人権侵害に対す
る様々な法律があり
また人権擁護委員が
全国に配置されてい
ます。新たな機関や
法律など不要です

毎年発表されている法務省の「人権
侵犯事件について」をみれば、2万件
以上あるという「人権侵犯事件」の99
%近くが現行制度のもとで解決して
おり、特に重大・悪質な事案に関し文書
を持って是正をもとめる「勧告」や刑
事訴訟法に基づく「告発」はせいぜい
数件でしかありません。

人権を擁護するための法律は、「人
権擁護委員会法」「人権教育・啓発推進
法」「児童虐待防止法」「配偶者暴力防
止法」「ストーカー規制法」「高齢者虐
待防止法」「総合法律支援法」「裁判外
紛争解決法」など既にたくさんありま
す。さらに「障害者虐待防止法」も制
定されました。もしこれらの法律に不
備があったり、現実に十分対応できな
い部分があるとすれば、その一部
を改正すれば済むことです。

また、「人権擁護委員会法」によつて
全国各地の自治体では人権擁護委員が

本年8月、法務省政
務三役は「新たな人
権救済機関の設置に
ついて(基本方針)」
を発表しましたが、
なぜ法案の全体像を
示したうえで堂々と
「必要性」を訴えな
いのでしょうか

民主党政権と法務省は、批判を恐れ
法案の全体像を示さないまま「人権侵
害救済機関」なるものを設置してしま
おうと画策しています。

「新たな人権救済機関の設置につい
て(基本方針)」をいくら読んでも、「人
権侵害救済機関」の全体像は浮かんで
きません。にもかかわらず、この資料
だけで「人権侵害救済機関の設置を認
めよ」というのは余りにも乱暴ではな
いでしょうか。なぜ、法案の全体像を
示したうえで堂々と「必要性」を訴え
ないのでしょうか。

もし批判を避けるために一部の無難
な内容だけを取り出し、全体像を示さ
ないまま導入を決めてしまおうとする
のであれば、あまりにも姑息であり、

決められ活動しています。この法案に
不備があるならば、その部分だけ改正
すれば済むはずですが。

「人権侵害救済法」が 成立するとどうなる か

現在のところ、人権侵害の定義が明
らかになっていないため、どのような
事柄が「人権侵害」とされるのかわか
りません。しかし、推進派の主張や平
成17年の「人権侵害救済法案」をもと
に想定した場合、もし法律が制定され
てしまつたら、次のようなことも起こ
りえます。

- ①北朝鮮による拉致問題を批判したと
ころ、「拉致問題は解決済みであり、
それを主張することは、在日朝鮮人を
貶めるための差別的発言である」と告
発され、以後、拉致家族被害者の活動
が中止に追い込まれてしまう。
- ②尖閣諸島問題で中国による領海・領
空侵犯等を大学の国際法や国際関係の
講義で批判したところ、「尖閣諸島及
び海域は中国領である」という中国の主
張を傷つけるもので、中国人に対する
悪意に満ちた差別だ」と中国人の留学

生に告発され、従来通りの授業が行え
なくなる。

③入学式、卒業式で、国歌斉唱の際、
教員に起立を求めたが応じなかったた
め処分すると、不当な差別だと校長が
告発され、毎日のように吊るし上げを
くらう。

④高校でナイフの所持など生徒の持ち
物検査が実施されたところ、プライバ
シーの権利の侵害であると告発され、
人権擁護委員が学校に押しかけたり、
事情聴取を受けたりして、学校は混乱
教師は生徒に対して何の指導もできな
くなる。

法案は、憲法の保障 する「表現の自由」 や「令状主義の保障」 を侵害するもので憲 法違反です

平成17年の法案では、人種等の属性
（この中には人種から民族、信条まで
含まれる）を理由とする不当な「差別
的言動」を禁止しており、これによつ
て「相手方を畏怖させ、困惑させ、又
は著しく不快にさせる」だけで、人権
委員会は、強制的な出頭要請や文書の
提出、令状なしの立入り調査や書類の

押収を行うことができるものとされて
います。しかもこれを拒否すれば、30
万円以下の過料に処せられます。この
ように極めて曖昧、不明確な基準のも
とに、行政権力が「差別的言動」を取
り締まることは、憲法の保障する「表
現の自由」(第21条)を侵害し、表現
活動を萎縮させるものであつて、明ら
かに憲法違反です。また、令状なしの
立入り調査や文書の差し押さえは、令
状主義を保障した憲法35条に違反しま
す。

人権委員や人権擁護委員が、国民の
言動を常に調査・監視し、「差別的言
動」があれば、人権委員会が突然「強
制的な呼び出し」を行つたり、「令状
なしの立入り調査や書類の押収」を行
うことになれば、表現の自由は圧殺さ
れ、自由で民主的なこの社会は崩壊し
ます。

人権の尊重は、もちろん大切なこと
です。しかしながら、「人権侵害救済
法案」は、その名称とは裏腹に、憲法
で保障された「思想の自由」や「表現
の自由」を踏みにじり、かつてのソ連
や北朝鮮のように、全体主義的思想
統制、言論統制を国民に強いる、極め
て恐ろしい法律です。まさに「人権弾
圧法」「人権蹂躪法」と呼ぶのがふさ
わしい法律なのです。

国民を欺くものです。

この「基本方針」の前提となつてい
るのが、これまで述べてきた民主党の
「人権侵害救済法案」(平成17年)であ
ることは間違いありません。というの
は、この法案を前提とし、この法案に
よつて補足しなければ、いくら「基本
方針」だけ読んでも何のことか分から
ないからです。にもかかわらず、法案
の一部分だけを取り出して無害を装い、
法律の「必要性」を訴えるのは問題で
す。批判を避け、承認を得てしまつた
で法案の全体像は示さないでおこうと
いう魂胆なのでしょか。

「基本方針」が平成17年の法案を前
提としたものであるとすれば、これま
で見てきた「人権侵害救済法案」の抱
える重大な欠陥、とりわけ曖昧な「人
権侵害」の定義について何ら触れない
まま議論が進められていることになり
大変危険です。

また、なぜ「新たな人権救済機関の
設置」が必要なのか、「基本方針」に
は説明らしい説明は見当たりません。
民主政権と法務省は、その「必要性」
について国民にきちんと説明できない
ような危険な国家機関を、大震災のど
さくさに紛れて作り上げてしまつても
りでしょうか。

「基本方針」の中には、「人権擁護に

関する施策を総合的に推進するととも
に、人権侵害による被害に対する救
済・予防のために人権侵害救済機関を
設置する」とありますが、これだけの
理由で「三委員会」を設置してしま
おうというのでしょうか。

民主党の「人権侵害救済機関検討P
T(プロジェクトチーム)」が今年の
6月8日に発表した「中間とりまとめ
(案)」には、確かに「法案の必要性」と
いう項目はありましたが、ここにも「新
しい人権侵害救済機関」がなぜ必要な
のか、納得のいく説明はありません。

「とりまとめ案」は、自民党政権時
代の「人権擁護法案」や民主党の「人
権侵害救済法案」を引き合いに出して
「議論は積み重ねられている」として
います。しかしながら、自民党政権時
代には10年近くわたって導入が検討
されたにもかかわらず、結局、反対派
を説得するだけの必要性を示すことは
できませんでした。したがって、「議
論が積み重ねられている」というだけ
では、「法案の必要性」を示したことに
なりません。

他方、民主党政権下では、「人権侵
害救済機関」の必要性については、わ
ずか数ヶ月間、PTで議論しただけで
す。しかも、賛成派の意見を聞いただ
けで、反対派からのヒアリングは行わ

れませんでした。これでは、なぜ必要
なのか、客観的で説得力のある説明な
どできるはずがありません。

また「マニフェスト」にあるからと
か、首相や法務大臣が必要と明言した
からなどというのも、それだけでは説
明にならないでしょう。
結局のところ、「人権侵害救済機関
の必要性」は「まだまだ我が国では人
権侵害の事例が後を絶たない」(中間
とりまとめ案)から、ということに
つきます。しかしながら、問題は「人
権侵害」の実態で、既に述べたように、
毎年、2万件以上あるという「人権侵

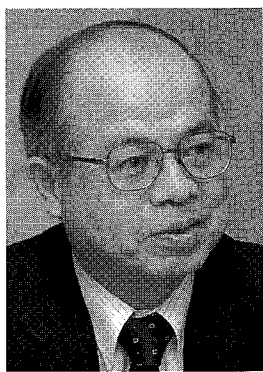
快適で住みよい生活環境づくりをめざして...

株式会社 神岡衛生社

ISO9001・ISO14001認証取得

廃棄物収集・運搬、浄化槽維持管理、給排水・衛生設備工事、
浄化槽施工・修理、ビルメンテナンス、環境計量証明、
下水道処理施設維持管理、乾式清掃用具リース・販売

〒506-1147 岐阜県飛騨市神岡町東雲375番地
TEL 0578-82-0337(代)
URL http://www.k-eisei.co.jp/



もち あきら

昭和21年生まれ。静岡県出身。京都大学大学院法学研究科修士課程修了。法学博士。国士館大学大学院客員教授。民間に憲法法務顧問。著書『憲法常識』『靖国と憲法』『人権擁護法と言論の危機』など。

民主党の「人権侵害救済機関検討PT(プロジェクト)」では、しばしば「小さく生んで大きく育て

この点、「基本方針」では、この「人権救済機関」をまず「三条委員会」に

「強制調査権」を否定して置きながら、なぜ「人権侵害救済機関」を「三条委員会」にする必要があるのでしょうか

「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」の核心部分は「三条委員会の設置」にあると思われま

「行政機関」を言い換えれば「形式的には内閣の下にありながら、実際には内閣の指揮監督を受けず、内閣の責任もおよばない行政機関」のことです。

「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」の核心部分は「三条委員会の設置」にあると思われま

明確な目的も権限も示さないまま、ともかく「三条委員会」を設置してしまおうというのであれば、憲法違反の疑いが生じます

「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」の核心部分は「三条委員会の設置」にあると思われま

「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」の核心部分は「三条委員会の設置」にあると思われま

「新たな人権救済機関の設置について(基本方針)」の核心部分は「三条委員会の設置」にあると思われま

日本の息吹(平成二十三年九月号)

N.S印商品 安全性の特徴 差別化の最強ポイント

私たちは、信頼と実績が証明する 高品質なフードサービスで 医療・介護を支えています。

森藤技研工業株式会社 愛知県春日井市勝川町一丁目1-27

新装版発売 神典 財団法人大倉精神文化研究所が編輯・発行する『神典』の新装版を本社新報社が